

令和5年度与謝野町発達障害児のソーシャルスキルを育むための
小集団活動教室（与謝野町「わくわく教室」）実施仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度与謝野町発達障害児のソーシャルスキルを育むための小集団活動教室（与謝野町「わくわく教室」）業務

2 委託業務の場所

事業所が指定する場所 ただし宮津与謝地域内とする。

3 業務委託期間

令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

4 教室開催日

令和5年12月9日（土）、16日（土）、23日（土）、
令和6年1月6日（土）、1月13日（土）、20日（土）、 予備日1月27日（土）

計6回

時間に関しては、契約締結後に町との話し合いにより調整し決定する。

3 委託業務の目的

対象児が小集団活動の中で楽しい遊びを通じて成功体験を積み重ね、友だちと関わるスキルを身につけること、さらに活動を通して達成感を感じることで自己肯定感を育てることにより、よりよい発達につなげ就学を迎える事を目的とする。

4 業務内容

ソーシャルスキルトレーニングの手法を用いた小集団活動教室の実施
（プログラム策定及び見学者の受け入れを含む）

- ・対象者 発達障害の疑いがある年中児
- ・実施人数 6～8人程度
- ・教室実施回数 6回
- ・1回あたりの実施時間 120分程度
- ・教室終了後の個別面接 1回

5 業務実施上の留意点

（1）教室実施において参加児を指導する下記の職員を配置する

- ・プログラムの進行を担う指導員
- ・対象児を個別に指導する指導員

（2）教室の参加対象幼児は、年中児発達サポート事業における発達障害児スクリーニングにおいて、管理中、要支援又は園支援と判定された幼児のうち、教室参加について保護者の同意が取れた者とする。ただし、人数が定員に満たない場合は、発達障害児スクリーニングにおいて問題無しと判定された児も対象とする。

（3）教室の内容には、親子で活動を取り組む時間も毎回設けること。

- (4) 教室開催時は、別室で町保健師により保護者向けにほめかた教室を開催するため、その場所を設けること。
- (5) 教室開催時に、市町村や事業所職員及び市町村事業に出講できる専門職の見学を受け入れること。
- (6) 感染症拡大防止対策については、委託事業所の方針に則り行う。

6 業務実施報告書の提出

事業終了後には、教室実施内容を取りまとめた報告書を提出すること。

7 その他

諸事情により、教室実施が個別面談を含めて7回実施できなかった場合、次の式により委託料を算出することとする。教室6回分の準備と実施にかかる費用÷6×実施回数+個別面談にかかる費用※1000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。